

唐津市における農山漁村の健全な発展と調和のとれた
再生可能エネルギー電気の発電の促進による
農山漁村の活性化に関する基本計画

令和7年8月18日改訂

基本計画

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、石炭に始まり、石油、原子力とエネルギー産業の変遷とともに常にエネルギー産業と共存関係を保ちながら、エネルギーの供給基地として発展をしてきた。東日本大震災によりエネルギーに対する考え方を一変させる契機となり、平成24年6月に「唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定し、翌年6月には、エネルギー総合計画を策定し、再生可能エネルギーによる産業振興と低炭素社会づくりのための第一歩を踏み出した。その後、エネルギーを取り巻く社会情勢等に対応するため条例改正、計画改定を行った。

また、本市は、豊かな風土、地理的特性を活かし、東側に山地、西側に台地が取り囲み、その中央を松浦川が流下しており、これを再生可能エネルギーの観点で見ると市の地形は5つに区分することができる。

①中央部：背振山系の裾野から松浦川や玉島川の沖積作用でできた低地部

→地中熱や太陽光エネルギーの可能性

②東側：天山・背振山系の緑豊かな山地部

→バイオマスエネルギー・小水力発電の可能性

③西側：東松浦半島、標高100m～200mの上場台地が南方向へ連なる

→陸上風力発電の可能性

④西側海岸部：玄界灘に面しリアス式海岸が連続した丘陵地

→陸上風力発電の可能性

⑤玄界灘：7つの島嶼部

→潮流・波力発電、洋上風力発電の可能性

以上のようにエネルギーポテンシャルを有する本市の特性により、未利用地域資源を再生可能エネルギーとして有効に活用する。

このため、農地として未利用地や再生利用が困難な荒廃農地を活用した再生可能エネルギー発電設備を整備し、発電事業者が売電収益の一部を地元地域への還元策を講じる取組を通して農業経営の改善を図る。また、農業用水路を活用した小水力発電の導入や家畜ふん尿を活用したバイオマス発電の検討を行う。さらに、未利用間伐材等を活用したバイオマス発電を行うことにより、林業経営の改善を図る。その際、地域の農林業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組みむこと等により、発電事業により得た収益が地域に直接還元されるよう努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地 番	地 目	地積 (㎡)	備考
A	唐津市相賀字上葉	3992番2	畑	1,470	風力発電設備の整備
	位置図 (別紙①参照)				
B	唐津市湊町字十蓮	2771番2	畑	1,651	風力発電設備の整備
	位置図 (別紙①参照)				
C S L	唐津市鳩川	7780番2	畑	115他	風力発電設備の整備
	(別紙②参照)				
	位置図 (別紙③及び④参照)				
M S R	唐津市呼子町加部島	390番14	山林	1,794他	風力発電設備の整備
	(別紙⑤参照)				
	位置図 (別紙⑥及び⑦参照)				

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	1,990kW	
B	風力発電	1,990kW	
C～L	風力発電	27,200kW	3,400kW×8基
M～R	風力発電	9,480kW	7,490kW (2基)、1,990kW (1基)

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A S R	なし	なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備 考
A S R	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保や農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産または加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の促進など発電事業者が売電収益の一部を地元地域への還元策を講じる取組。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

2027年4月までに、地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備を40MW導入することを旨とする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（施設整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は設備整備事業者が直ちに土地の現状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。
設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認するものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業
なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

また、認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどの理由により認定の根拠が失われたと認められ、かつ、市の指導・助言によってもその是正が困難な場合、市は認定設備整備計画の認定を取り消すことができる。

(3) 区域外の関係者との連携

本市、再生可能エネルギー発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行い、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

(4) 隣接発電事業者との解決義務

再生可能エネルギー発電設備が重複または隣接した場合は、近隣住民の安全確保を最優先に配慮し、発電事業者が誠意をもって協議し解決を図ること。また、発電事業者は当該発電に係る農振整備計画の変更（農振除外）の完了後に、市へ発電する旨を連絡し、市は当該地区に先行する（地元の同意を得た上での設備整備計画の提出が早い）者があれば、その旨伝え、発電事業者は、協議会開催前までに先行者の同意書を市へ提出しなければならない。さらに、解決にあたっては、外部有識者や電力事業者等の意見を十分尊重しなければならない。

(5) 地域住民との合意形成

農山漁村における再生可能エネルギーの発電は、地域の農林漁業の健全な発展と調和をとりながら促進するとともに、発電事業者が再生可能エネルギー発電設備を設置する場合、誠意をもって地域住民と接し、事前に発電事業計画及び地域への環境影響等の説明を十分行い、地域住民との合意形成に努めなければならない。

(6) 発電事業者の安全配慮義務

発電事業者は、再生可能エネルギー発電設備を適切に点検及び保守を行う義務を負い、設備の更新、又は廃棄の際に、不要になった設備を適切に処分する義務を負う。また、再生可能エネルギー発電設備について、点検及び保守を行う者の国内の連絡先並びに当該点検及び保守に係る体制を記載した書類（市へ提出後の修正事項が発生した場合を含む）を市へ提出しなければならない。さらに、事故が発生した場合は、地域住民の安全確保を最優先に配慮し対応するとともに、市へ事故報告を行わなければならない。